

ML Wave Club 創立25周年記念アワード 「坂東太郎 Part II」 規約

本アワードの発行を終了することとなりましたので、次の点にご注意ください。

- ①交信期限 : 2018年4月1日から**2023年3月31日まで**
- ②申請期限 : **2023年4月30日まで到着分**
- ③QSLカードの取得 : 新型コロナの蔓延の影響でJARLのQSLビューロー経由のカードの到着が大幅に遅れておりますので**2021年10月1日以降の交信の場合はQSLカードが無くても申請できる**こととします。

December 1 2022

ML Wave Club

社団局 : JQ1YZD

JARL登録番号 : 14-4-31

1. アワード発行にあたり

最近のアワードは交信期間が限定されたものが多く発行され、それはアマチュア無線界の活性化に貢献していることは間違いありませんし、当ML Wave Clubも過去にいくつか交信期間を限定したアワードを発行し、活性化に少しは貢献できたと自負しております。

しかし、アワードの完成のために移動局との交信に頼ったり、交信対象地の地元局がパイルアップに遭遇することをためらい交信をしなくなる、交信証（QSLカード）無しが当たり前等、弊害と思えることが目立つようになってきましたので、新しいアワードの発行にあたり少しでもアマチュア無線界の活性化に貢献するため、

- ① 移動局との交信数に上限を、固定局との交信数に下限数を設定する。
- ② 同一移動局との交信回数に上限を設定する。
- ③ 以前は常識であった交信証（QSLカード）による交信の証明を復活する。

を基本にルールを策定しました。

ML Wave Clubでは利根川の本流に隣接する市町村を対象とした「坂東太郎アワード」を創立20周年記念事業として2013年1月から発行し、たいへん多くの皆さんにご参加頂いただきました。

今回は当クラブの25周年記念事業として交信する対象を利根川とその支流に接する市区町村まで拡大した「**坂東太郎 Part II**」アワードを2018年4月1日から開始します。

全国のアマチュア無線局のご参加をお待ちしています。

2018年4月1日からの交信を対象にこのアワードを発行してきましたが、2023年3月末で発行を終了することになりましたので、ご了解ください。

2. ルール

2.1 基本

利根川流域の139市区町村をそれぞれ1局と交信し、交信証(QSLカード)を得る。

(対象地は5項に掲載)

2.2 交信相手局

交信相手局は常置場所または設置場所から運用する固定局と移動局のいつでも良いが、以下を満たすこととします。

- a) 交信相手局の常置場所または設置場所が複数の市区町村に存在する場合は、そのうちの一つの市区町村の交信だけを有効とし、複数の交信は認めない。
※ アマチュア局の市区町村は総務省の電波利用ページの無線局等情報検索にて確認することができます。
- b) 交信相手局が移動局の場合、常置場所からの交信を含め最大10市区町村までとし、同一日の交信は1つの市区町村に限定する。
- c) 交信相手局が同一コールサインで固定局と移動局の両方で運用している場合、固定局の交信数が1市区町村で移動局との交信は数は最大9市区町村までとし、同一日の交信は1つの市区町村に限定する。
- d) 全139交信の構成は固定局との交信が40交信以上、移動局との交信数は99交信以下であること。
- e) 交信相手局がリモート操作により運用している場合は、送信設備が設置されている市区町村を対象地とし、オペレータの所在地は対象としない。
- f) アマチュア衛星、レピーターなどの中継設備の利用、VoIP通信などの公衆網接続による交信は認めない。

2.3 当クラブの社団局との交信

当クラブの社団局「JQ1YZD」との交信は次のように扱います。

- a) JQ1YZDとの交信は未交信の対象地に適用することができる。
- b) JQ1YZDとの交信は合計で最大40個所までとし、固定局として扱う。
- c) JQ1YZDと同一日に複数の交信を行った場合、運用場所が異なる交信は、複数の対象地に代用できるが、周波数、モードが異なるだけの場合は使えない。
- d) JQ1YZDとの交信は、交信証（QSLカード）が未到着であっても本アワードを申請できる。
- e) 当クラブが8Jまたは8Nで始まる特別局や記念局を開設し運用した場合、その交信はJQ1YZDとの交信として本アワードに使用することができる。

※2020年5月1日から10月31日まで運用した8N1TRD（取手市制施行50周年記念特別局）との交信はJQ1YZDとの交信としてお使いいただけます。

2.4 申請局

本アワードを申請できる局は日本国内で運用する局とし、以下を満たすこととします。SWL、海外局は対象としません。

- a) 移動局の場合は、常置場所からの運用を含め国内のどこから運用しても構わない。
- b) 同一コールサインで常置場所または設置場所が複数の市区町村にある場合は、一つの市区町村の常置場所または設置場所で運用すること。
リモート操作により運用している場合は、送信設備が設置されている一つの市区町村で運用すること。
- c) 異なるコールサインを有する場合、本アワードはコールサインごとに申請すること。
- d) 本アワードの申請は一つのコールサインで1回だけとする。

2.5 交信

交信を行った時は、相手局とRS(T)レポート、運用地を交換し、交信証の発行を依頼してください。交信の際には以下の点に注意ください。

- ① 申請書の交信ログの対象地には番号（例：太郎-001）が付けられていますが交信の際に相手局にこの番号の確認をすること、交信証に対象地の番号を記入することを義務付けているものではありません。あくまでも相手局の運用地の最終確認は受領した交信証にて行ってください。

ただし、交信の際に対象地の番号を便宜上使うこと、交信証に記載することを禁止するものではありませんし、CWの場合には番号を「T-xxx」のように使っても構いません。

- ② 交信時に坂東太郎 Part II 以外のアワードポイントを併せて紹介しても構いません。

2.6 交信証（QSLカード）について

アワードの申請に使う交信証は、一般的に使われているはがきサイズの紙に印刷あるいは手書きされたものでも、電子QSLのものでも構いませんが、以下の点に注意ください。

- ① 自局の交信記録にあるコールサイン、交信日時、RS(T)レポート、交信場所に不一致が無いことを原則とする。ただし、交信時刻の分単位は差異が10分以内であれば一致しているものとする。
- ② 受領した交信証が電子QSLの場合、アワード審査時に交信証の提出依頼があったときは交信証をPDFファイルに変換する、あるいは紙に印刷して提出することとし、電子QSLのデータのままの提出は認めない。

2.7 特記事項

アワードに記載する特記事項は以下の項目とします。

特記項目

特記要件

- ・シングルバンド : アワードを単一の周波数帯にて完成した場合に使用した周波数帯を記載
例 : 7MHz 430MHz
- ・シングルモード : アワードを単一のモードにて完成した場合に使用したモードを記載
例 : SSB CW FM
- ・交信相手局 :
 - ① 全単独局 固定局と移動局が混在しているが、交信相手局139局を全て異なる局で完成した場合 (JQ1YZDの代用がある場合は1か所だけとする)。
 - ② 全固定局 交信相手局139局を全て固定局で完成した場合 (JQ1YZDの代用は40カ所まで含んでも良い。)
 - ③ 全単独固定局 JQ1YZDの代用を含まず交信相手局139局を全て異なる固定局で完成した場合

2.8 アワードの対象となる交信

2018年4月1日から**2023年3月31日まで**の交信を対象とします。

本アワードの対象交信期限を決めたことに伴い、次の点にご注意ください。

①アワードの申請期限 : 2023年4月30日

②QSLカードの取得 : 新型コロナの蔓延の影響でJARLのQSLビューロー経由のカードの到着が大幅に遅れておりますので2021年10月1日以降の交信の場合はQSLカードが無くても申請できることとします。

3. アワードの申請

3.1 申請書

アワードの申請にはExcelで作成した専用の申請書(交信ログリストを含む)を用いることとします。審査の都合上これ以外の申請書は受け付けません。

3.1.1 申請書の入手方法

① 当クラブのホームページからダウンロード

4.4項に示すURLにアクセスし、「坂東太郎 Part II」のページをクリックし申請書ファイルをダウンロードする。

② Eメールによる請求

申請書請求のEメールをアワード申請先のEメールアドレス(3.3項①)に送付ください。メールのタイトル(表題)は「坂東太郎 2 請求」と記入してください。

Eメールに申請書を添付して送付します。

③ 郵送による請求

USBメモリーまたはCDと切手を貼り送付先を記入した返信用封筒をアワード申請先(3.3項②)に郵送いただければファイルを書き込んで返送します(普通郵便に限ります)。

3.1.2 アワード申請書の作成

アワード申請書はExcelファイルの申請書シートを開き、記入説明と見本を参照して黄色枠内に必要事項を記入し、保存する。

Issue 1.2 ML Wave Club

坂東太郎パート2 アワード 申請書

申請および誓約日	<input type="text"/>	←申請年月日を西暦で記入する。
申請者	コールサイン	<input type="text"/> ←申請者のコールサインを記入する。
	郵便番号	<input type="text"/> ←郵便番号を記入する。
	住所	<input type="text"/> ←住所を記入する。 集合住宅の場合は住宅の名称、部屋番号も記入のこと
	氏名	<input type="text"/> ←申請者の氏名を記入する。姓と名の間は一文字明けること。
	電話	<input type="text"/> ←連絡が取れる電話番号を記入すること。
	E-Mail	<input type="text"/> ←電子メールアドレス
	自局区分	<input type="text"/> ←申請局の区分（移動局又は固定局）を記入する。
	自局運用場所	<input type="text"/> ←固定局で運用した場合は市区町村名を記入する。

私は、ML Wave Clubの「坂東太郎パート2」アワードをルールに基づいて申請します。
この申請にあたって、私は次の事を誓います。

- 1) 免許された電波の形式・周波数帯および空中線電力の範囲内で運用しました。
- 2) QSO Logに記載されている交信は無線業務日誌の記載事項と相違ありません。
また、これら交信の交信証は全て所持しています。
- 3) 要請がある場合、いつでも無線業務日誌、交信証の原本又はコピーを速やかに提出します。

希望特記事項	シングルバンド	<input type="text"/> ← 希望する周波数帯を記入する（例：7 MHz）
	シングルモード	<input type="text"/> ← 希望する運用モードを記入する（例：CW）
	交信相手局	<input type="text"/> ← 交信相手局の特記(規定3.2項)に該当する場合、特記を記入する
賞状送付先	郵便番号	<input type="text"/>
	住所	<input type="text"/> ←住所を記入する。 集合住宅の場合は住宅の名称、部屋番号も記入のこと

注)申請者の欄に記入した住所と異なる場所に送付を希望する場合に記入する。

CD・USBメモリー	返却要否	<input type="text"/> ← 「要」又は「否」を記入する。
------------	------	---------------------------------------

注) 申請時にファイルをCD、USBメモリーなどで送付する場合に記入する。

この欄が空欄の場合、CD、USBメモリーは返却不要と判断します。

3.1.3 交信ログの作成

交信ログはExcelファイルの交信ログシートを開き、対象地ごとに交信相手のコールサイン、交信した日付、周波数帯、モードを記入する。

< 交信ログ見本 >

No	Code	市区町村	コールサイン	日付(西暦)	周波数帯	モード	記事
太郎-001	100121	東京都足立区					
太郎-002	100122	東京都葛飾区					
太郎-003	100123	東京都江戸川区					
太郎-004	12004C	千葉県印旛郡栄町					
太郎-005	12004D	千葉県印旛郡酒々井町					
太郎-006	12006C	千葉県香取郡神崎町					
太郎-007	12006F	千葉県香取郡東庄町					
太郎-008	120101	千葉市中央区					
太郎-009	120102	千葉市花見川区					
太郎-010	120103	千葉市稲毛区					

交信ログ記入時の注意事項

- ① 移動局の場合はコールサインの後に移動エリアを示すため「/エリア番号」を付ける。
例：JA3TFI/1
- ② 日付は西暦で年月日の順にし、年月日の間は「/」または「.」で区切る。
月は必ず数字表示とする。また月、日が1桁の時は先頭に「0」を付けても、省略しても良い。
例：2018/04/01 2018/4/1 2018.04.01 2018.4.1
- ③ JQ1YZDの移動先が代用するときは、コールサインの後の移動エリアは運用地のものとし、記事欄には都道府県 + 市区、あるいは都道府県 + 郡 + 町村の運用地を記入する。
例：大子町で運用した場合 コールサイン：JQ1YZD/1、記事欄：茨城県久慈郡大子町
- ④ 周波数帯は交信に使用した周波数をMHzで記入する。ただし、1.9MHz、3.5MHz、3.8MHz帯は小数点1位までとする。
- ⑤ モードはCW、SSB、FMなどJARLのバンドプランの代表的な電波形式の一覧に標記されている略号で記入する。

3.2 申請料

¥500 (定額小為替 または 口座振り込み。現金、切手等は不可。)

申請料は無記名定額小為替を3.3項②の宛先に郵送するか、下記口座に振り込んでください。

① ゆうちょ銀行の口座をお持ちの方

振込先：ゆうちょ銀行【記号】10660【番号】38842101【名前】ミヤモト ゴロウ

※ 2020年4月1日から手数料が¥100発生します。

② ゆうちょ銀行以外の金融機関から振り込まれる方

振込先：ゆうちょ銀行【店名】〇六八(読みゼロクハチ)【店番】068【預金種目】普通預金
【口座番号】3884210【名前】ミヤモト ゴロウ

※ 手数料が発生します。手数料は申請者の負担となります。

・申請料を口座に送金する場合、入金者の氏名に続いて**コールサイン**を記入すること。

※ 申請料の入金の確認後、又は定額小為替が届いてから、アワードの申請受付を行います。

3.3 申請方法

記入が完了した申請書は、次のいずれかの方法で提出してください。

① Eメールにて送る場合

Eメールに申請用Excelファイルを添付し下記アドレスに送付します。メールのタイトル(表題)は「坂東太郎 2 申請」と記入してください。

E-Mail Address : jf1wqn@jarl.com

② 郵送にて送る場合

USBメモリーまたはCDに申請用Excelファイルをコピーし、下記宛先に普通郵便にて送付ください。USBメモリーまたはCDは賞状送付時に同封し返却します。

宛先：〒300-1525 取手市桜が丘2-22-21 宮本 悟朗

参考) 3.2項 申請料と3.3項 申請方法の組み合わせは次の通りです。
都合の良い組み合わせをご利用ください。

- a) E-Mailに申請書を添付して送付し、申請料は口座振り込み。
- b) E-Mailに申請書を添付して送付し、申請料は定額小為替を郵送。
- c) 申請書をUSBメモリー、CD等に記録し郵送、申請料は口座振り込み。
- d) 申請書をUSBメモリー、CD等に記録し郵送、申請料は定額小為替を同封。

3.4 審査時の問い合わせ

- ① 申請頂いた内容に疑義が生じた場合、E-Mailにて問い合わせを行いますので、1週間以内にE-Mailにて回答をお願いします。

E-Mailが利用できない場合は電話または郵便にて問い合わせを行いますので、10日以内に回答をお願いします。

- ② 本アワードは交信証の取得が条件となっており、交信証の原本またはコピーを提出していただくことがあります。また、申請局の交信ログのコピーを提出していただくこともありますので、提出依頼があった時は2週間以内に提出ください。この時、送料が発生した場合、送料は申請者の負担とします。

提出いただいた交信証等の原本は、賞状を送付する際に同封し返却しますが、コピーあるいはPDFファイル等の場合は返却しません。

- ③ 問合せ後、期限内に回答が無い場合は、申請を無効とします。

ただし、期限内に回答できない明確な理由(例：出張中、入院中)がある場合は、理由と回答できる時期を連絡頂ければ回答可能な時期まで審査を保留します(連絡は代理の方でも可)。

申請が無効となった場合、申請料から返送費用を差し引いた金額を切手にてお送りしますので、予めご承知ください。

4. その他

4.1 アワードの対象市区町村について

国土交通省および関連組織のホームページ等には利根川流域の自治体名がまとめて記載された資料が無く、Wikipediaの利根川流域の説明の中にある利根川本流と主要支流の表にある自治体名をベースにし、自治体の合併等を盛り込んで作成しました。

このため、本来の利根川流域に含まれない自治体対象地に含まれている、あるいは利根川流域に含まれる自治体が漏れている可能性があります。このアワードにおいては5項の140市区町村とし、追加または削除は行ないません。ただし、市区町村の合併または分離があった場合は、その時点で対処を決定します。

4.2 アワードに関わる問い合わせについて

このアワードに関する質問、確認等はE-Mailにて3.3項①の申請方法に記載したアドレスにお送りください。E-Mailが利用できない場合は切手を貼った返信用封筒を同封した手紙を3.3項②の住所にお送りください。

電話での問い合わせは受け付けませんので、ご了承ください。

4.3 交信証についてお願い

最近受け取った交信証で自局のコールサインを記載した面に交信データを記載せず、裏面に交信データを記載して自局コールサインや運用場所が記載されていないものが数多く見受けられます。

このような交信証では表と裏の両方を見ないと交信の証明に必要な情報がそろいませんので、**交信証の同一の面に相手局コールサイン、交信の日時、周波数又は周波数帯、RS(T)レポート、運用モード、自局コールサインと運用場所**を記入いただくようお願いします。

4.4 本アワードに関する情報公開

ホームページの「坂東太郎 Part II」のページで各種情報を公開しており、①～③はダウンロードできます。

ホームページアドレス : <https://jq1yzd3.jimdo.com>

※ 公開情報

① 「坂東太郎 Part II」詳細(PDF)

② 申請書 (交信ログリストを含む Excelファイル)

③ Hamlog用交信集計ファイル(mcsvファイル)

④ アワード受付・発行状況

5. 交信対象地 (1 / 2)

No	Code	市区町村
太郎-001	100121	東京都足立区
太郎-002	100122	東京都葛飾区
太郎-003	100123	東京都江戸川区

No	Code	市区町村
太郎-004	12004C	千葉県印旛郡栄町
太郎-005	12004D	千葉県印旛郡酒々井町
太郎-006	12006C	千葉県香取郡神崎町
太郎-007	12006F	千葉県香取郡東庄町
太郎-008	120101	千葉市中央区
太郎-009	120102	千葉市花見川区
太郎-010	120103	千葉市稲毛区
太郎-011	120104	千葉市若葉区
太郎-012	120105	千葉市緑区
太郎-013	120106	千葉市美浜区
太郎-014	1202	千葉県銚子市
太郎-015	1203	千葉縣市川市
太郎-016	1204	千葉県船橋市
太郎-017	1207	千葉県松戸市
太郎-018	1208	千葉県野田市
太郎-019	1211	千葉県成田市
太郎-020	1212	千葉県佐倉市
太郎-021	1216	千葉県習志野市
太郎-022	1217	千葉県柏市
太郎-023	1220	千葉県流山市
太郎-024	1221	千葉県八千代市
太郎-025	1222	千葉県我孫子市
太郎-026	1225	千葉県鎌ヶ谷市
太郎-027	1227	千葉県浦安市
太郎-028	1228	千葉県四街道市
太郎-029	1230	千葉県八街市
太郎-030	1231	千葉県印西市
太郎-031	1232	千葉県白井市
太郎-032	1233	千葉県富里市
太郎-033	1236	千葉県香取市

No	Code	市区町村
太郎-034	13004D	埼玉県北葛飾郡杉戸町
太郎-035	13004E	埼玉県北葛飾郡松伏町
太郎-036	13006B	埼玉県児玉郡上里町
太郎-037	13006C	埼玉県児玉郡美里町
太郎-038	13006D	埼玉県児玉郡神川町
太郎-039	13009C	埼玉県南埼玉郡宮代町
太郎-040	1303	埼玉県熊谷市
太郎-041	1306	埼玉県行田市
太郎-042	1307	埼玉県秩父市
太郎-043	1310	埼玉県加須市
太郎-044	1311	埼玉県本庄市
太郎-045	1314	埼玉県春日部市
太郎-046	1316	埼玉県羽生市
太郎-047	1317	埼玉県鴻巣市
太郎-048	1318	埼玉県深谷市
太郎-049	1321	埼玉県草加市
太郎-050	1322	埼玉県越谷市
太郎-051	1332	埼玉県久喜市
太郎-052	1334	埼玉県八潮市
太郎-053	1337	埼玉県三郷市
太郎-054	1340	埼玉県幸手市
太郎-055	1343	埼玉県吉川市
太郎-056	1346	埼玉県白岡市

5. 交信対象地 (2 / 2)

No	Code	市区町村
太郎-057	14001E	茨城県稲敷郡阿見町
太郎-058	14001G	茨城県稲敷郡河内町
太郎-059	14001I	茨城県稲敷郡美浦村
太郎-060	14003A	茨城県北相馬郡利根町
太郎-061	14005A	茨城県猿島郡五霞町
太郎-062	14005B	茨城県猿島郡境町
太郎-063	14014C	茨城県結城郡八千代町
太郎-064	1403	茨城県土浦市
太郎-065	1404	茨城県古河市
太郎-066	1405	茨城県石岡市
太郎-067	1407	茨城県結城市
太郎-068	1408	茨城県龍ヶ崎市
太郎-069	1410	茨城県下妻市
太郎-070	1417	茨城県取手市
太郎-071	1419	茨城県牛久市
太郎-072	1420	茨城県つくば市
太郎-073	1422	茨城県鹿嶋市
太郎-074	1423	茨城県潮来市
太郎-075	1424	茨城県守谷市
太郎-076	1427	茨城県筑西市
太郎-077	1428	茨城県坂東市
太郎-078	1429	茨城県稲敷市
太郎-079	1430	茨城県かずみがうら市
太郎-080	1431	茨城県桜川市
太郎-081	1432	茨城県神栖市
太郎-082	1433	茨城県行方市
太郎-083	1434	茨城県鉾田市
太郎-084	1435	茨城県常総市
太郎-085	1436	茨城県つくばみらい市
太郎-086	1437	茨城県小美玉市

No	Code	市区町村
太郎-087	15004C	栃木県河内郡上三川町
太郎-088	15005C	栃木県塩谷郡高根沢町
太郎-089	15005F	栃木県塩谷郡塩谷町
太郎-090	欠番	欠番
太郎-091	15006C	栃木県下都賀郡野木町
太郎-092	15006D	栃木県下都賀郡壬生町
太郎-093	15008A	栃木県芳賀郡市貝町
太郎-094	15008C	栃木県芳賀郡芳賀町
太郎-095	15008D	栃木県芳賀郡益子町
太郎-096	15008E	栃木県芳賀郡茂木町
太郎-097	1501	栃木県宇都宮市
太郎-098	1502	栃木県足利市
太郎-099	1503	栃木県栃木市
太郎-100	1504	栃木県佐野市
太郎-101	1505	栃木県鹿沼市
太郎-102	1506	栃木県日光市
太郎-103	1508	栃木県小山市
太郎-104	1509	栃木県真岡市
太郎-105	1514	栃木県さくら市
太郎-106	1516	栃木県下野市

No	Code	市区町村
太郎-107	16001B	群馬県吾妻郡草津町
太郎-108	16001C	群馬県吾妻郡高山村
太郎-109	16001F	群馬県吾妻郡嬬恋村
太郎-110	16001G	群馬県吾妻郡長野原町
太郎-111	16001H	群馬県吾妻郡中之条町
太郎-112	16001I	群馬県吾妻郡東吾妻町
太郎-113	16003A	群馬県邑楽郡板倉町
太郎-114	16003B	群馬県邑楽郡邑楽町
太郎-115	16003C	群馬県邑楽郡大泉町
太郎-116	16003D	群馬県邑楽郡明和町
太郎-117	16003E	群馬県邑楽郡千代田町
太郎-118	16004A	群馬県甘楽郡甘楽町
太郎-119	16004B	群馬県甘楽郡下仁田町
太郎-120	16004C	群馬県甘楽郡南牧村
太郎-121	16005D	群馬県北群馬郡吉岡町
太郎-122	16007D	群馬県佐波郡玉村町
太郎-123	16009F	群馬県多野郡上野村
太郎-124	16009G	群馬県多野郡神流町
太郎-125	1601	群馬県前橋市
太郎-126	16010A	群馬県利根郡片品村
太郎-127	16010B	群馬県利根郡川場村
太郎-128	16010C	群馬県利根郡昭和村
太郎-129	16010I	群馬県利根郡みなかみ町
太郎-130	1602	群馬県高崎市
太郎-131	1603	群馬県桐生市
太郎-132	1604	群馬県伊勢崎市
太郎-133	1605	群馬県太田市
太郎-134	1606	群馬県沼田市
太郎-135	1607	群馬県館林市
太郎-136	1608	群馬県渋川市
太郎-137	1609	群馬県藤岡市
太郎-138	1610	群馬県富岡市
太郎-139	1611	群馬県安中市
太郎-140	1612	群馬県みどり市

改版履歴

- 1) 2018年2月26日 1. 1版発行
- 2) 2018年3月 7日 1. 2版発行 ① 交信対象市区町村に合併により消滅した町が含まれていたため
該当の町を削除し、対象数を140から139に変更。
② ホームページのURLの誤りを修正。
- 3) 2020年3月 16日 1. 3版発行 申請料のゆうちょ銀行口座への送金の有料化に伴い、文章を変更。
- 4) 2020年4月 1日 1. 4版発行 特別局運用の予定に伴い、規約を変更。
- 5) 2020年11月 1日 1. 5版発行 特別局運用の終了に伴い、規約を修正。